

麻生町報

発行所
麻生町四二番地
麻生町役所
発行人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

災害対策費議決

第三回臨時議会

十月一日才三回臨時議会が招集され、職員部の改正条例を初め、八件が提案されたが、九月二十六日襲来の二十二号台風による被害が甚大のため緊急災害対策議案が冒頭に提案審議された。

臨時会の大要は次の通りである。

○災害対策について

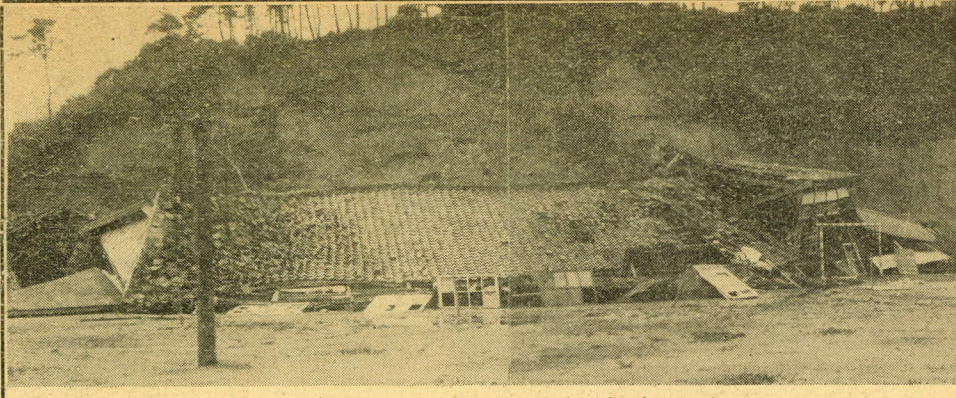
大和才一小学校倒壊校舎一四、二五坪については、災害復旧対象校となるので急速に手続きを行い、補助、起債、一般財源をもつて新築すること。

同校裏側の亀裂による崖崩れの危険箇所は専門家の指導のもとに万全を期すること。

町有建物行方駐在所の全壊は急速建築すること。

住宅全壊者には見舞金を贈ること。

町道、県道の決壊破損については余りにも広範囲なので地元関係者の努力奉仕を得、必要資材は町より支給し、町のトラック、小型車を出して復旧に努める。更に県とも連絡の上恒久的対策を樹てること。



倒壊した大和才一小学校校舎

九月十八日の二十一号につづいて二十六日から二十七日にかけての二十二号台風は予想だにもしなかつた被害をのこしたが、不屈の町民魂は困難をこくふくし、復興の意欲にもえ各地区とも努力を奉仕し、着々と、もどおりの姿になりつつあります。

主なる被害箇所と被害金額

大和才一小学校五〇三四千円

道路 四七五〇千円

小高干拓 一六八〇千円

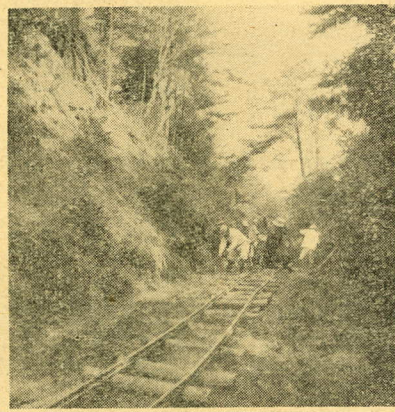
農地 八〇〇〇千円

農産物 一三〇〇〇千円

家屋 不詳

交通一栗俣線の工事状況

復興の意欲強し



督促状を出されますと一枚毎二十円の督促手数料がつきます。本年度四月より八月までに提出された町税令書で現在滞納になっている方はその前に納税して戴くことがお得です。延滞金については、今まで通り日歩三銭の割合で加算されることは変わりありません。実は先般の財務監査(水戸支

十月二十五日付

滞納町税に對し

督促状發布

庁)に於て延滞金加算金を徴収すべきであると特に言われましたが、麻生町ではこの延滞加算金は今まで徴収していません。なかつたわけであり、地方税法上は当然加算徴収することが正当でありますので、水戸支庁からの指示は当然であります。依つて今後督促状發布後の滞納町税について、延滞金の外にその税額百分の

田畑、山林の被害については県と連絡して計画を樹立すること等各方面に対する方針が審議された。

○麻生町教育委員会委員任期満了となつた新堀恒徳氏の後任に、大字矢幡の土子市郎氏、辺田貞喜氏の辞任による後任者に大字青沼香山津貴江さんが選任され、全会一致同意された。

○損失補償契約に関する予算外義務負担

本件は大和、太田地区にて昭和二十年施行した救農土木債の義務負担で、今回正式に新町と中央農林金庫との契約書取かわしの為議決を求めたものである。

○直営診療所職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正条例

手術料一件千円以上のものについて従来一割の手当であつたものが二割に改正された。

○國保運営協議会

半数が一年毎に交代する規定であるが、九月三十日任期満了となる全委員を再任すること。

縣知事 災害視察に來町



十月三日午後二時友末知事及び県議員一行は、被害視察に來町、最も甚大である数箇所を巡回、特に大和才一小学校校舎の倒壊と小高干拓堤塘の決壊には入念に調査の上四時四十分離町した。

写真
湖月旅館より舟にて天王崎に至る堤塘の浸水状況(左)を視察中の友末知事一行

9月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,924	3,091	6,015	1,110
太田地区	1,215	1,233	2,448	388
大和地区	2,754	3,016	5,770	915
行方地区	1,414	1,498	2,912	496
小高地区	1,943	2,057	4,000	687
計	10,250	10,895	21,145	3,586

印紙税は切手や 縣の収入証紙ではない

先月号で印紙税について税務署より連絡しておきましたが、今月はその大要をお知らせします。

1、営業上の受取者などで假証等には発行者は収入印紙をはつて下さい。

2、商店が得意先に交付する通帳で連年引續いて使用するものは別帳を作り交付したものと一年毎に二十円の収入印紙をはること。

3、営業に関する受取書には次のとおり印紙をはること

又不動産の所有権移転に関する証書及び消費貸借に関する証書、請負に関する証書等も同じです。

記才高三千円未満 非課税

三万円以下 二十円

十万円 六十円

五十万円 二百円

百万円 三百円

五百万円 千円

千万円 二千元

金高記才してないもの二十円

4、物品切手

記才金高百円以下 六円

百円又はその端数毎に六円

記才金高ないもの 六円

5、委任状 五円

6、判取帳 二百円

右のとおり大略ですが、いずれも作製者は証書、帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけ作製者の印章又は署名ではつきり消すことになっています。その他不明の箇所がありましたら御連絡下さい。

麻生税務

水戸市	山竜堂	岡崎病院	国立水戸病院	水戸赤十字病院	国立霞ヶ浦病院	息栖診療所	小室医院	石井医院	鹿島療養所	白十字会鹿島サナトリウム	行方郡	立原医院	田口医院	麻生町國保直営診療所	稲敷郡	大塚眼科
-----	-----	------	--------	---------	---------	-------	------	------	-------	--------------	-----	------	------	------------	-----	------

罹災者の皆様に深く御同情と御見舞を申し上げます

白濱の祭礼

十一月二十三日に決る

生活化学科
大和婦人会では大和地区の祭礼日の統一を各層に呼びかけた結果、白浜地区は若干の反対者もあつたが、十一月二十三日に決定、これで蔵川、白浜、宇崎、岡根小屋、矢幡六地区の統一がなされた譯で、他地区の誘導となる事が望まれる。

その他、紐解の日もその日に決定し、学童服に統一、又病氣見舞のおかへの廃止、婚礼時の招待は親せきと隣り等多事な生活簡素化の事項をきめ、忘れられて来た生活科学化の基本を定めた。

井戸掘。揚水機

購入者は申請を

本年八月末日迄に干害対策用の井戸を新しく施設したり、又揚水機や発動機を購入した方は一部補助金が交付されますから、まだ手続を済ましていない方は、本月中旬に役場に出頭して手続をして下さい。若しこの手続をとらないと補助の対象になりません。

新装なつた公民館

御利用をおすすめします

利用度の低かつた麻生町公民館が生まれ変わった様に出来上りました。公的私的の目的を問はず、皆様方の御利用をお待ちしております。

収容人員六〇〇人 使用料は午前八時～正午まで三〇〇円、午後一時～全五時まで三〇〇円、午後六時～全十時まで五〇〇円、午前午後互る場合五〇〇円、午前午後夜間まで一、〇〇〇円で、教育委員会まで申込み下さい。

遺族年金の未請求

在職中に公務で負傷したり、病氣になつたりして、在職中か退職後この原因で死亡された軍人、軍族の遺族や、増加恩給をうけていた

人が死亡された遺族にはそれぞれ遺族年金が支給されています。また昭和十二年七月七日以後在職中公務上負傷し、病氣になつたりして昭和十六年十二月八日以後死亡された軍人、軍族の遺族に対しては弔慰金が支給されています。この遺族年金や弔慰金は、三十四年四月二十九日で時効

となり請求の権利がなくなり、したがって請求できません。該当者の方は至急請求しなればなりません。資格や手続などについては、厚生課にご相談し請求手続をしてください。またお知り合いの方にこのような該当者がおりましたら至急手続をするようにおすすめてください。

麻生町章がきまりました



町章募集しました処各方面からの応募数一四八通に及び、山口武先生 前島光男先生審査により町長立会の下に優秀作品一四通を厳選の結果真壁郡大和村大曾根笠原盛一郎さんの応募した上記の作品が麻生町章として採用することに決定しました。

農事だより

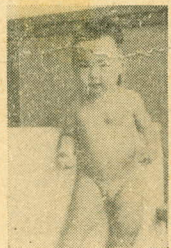
サイロの型枠を

利用して下さい

畜産振興と共に一番問題になるのは飼料だと思ひます。今度自給飼料確保のためサイロ設備の一助としてサイロ型枠五ヶを新調して各農協に備付しましたから大いに御利用下さい。型枠を一人の人が借り出して次から次と使用され、別の人が農協へ入りを申込んで来る

赤ちゃんコンクール

誠にやん



和子ちゃん



ベビー保健所決る

今年度の麻生町の優良赤ちゃんは左の三人と決まり、去る十月八日潮来保健所で行われた第二次審査に出場、うち二名がベビー保健所として県が行う第三次審査に出ることになった。

ベビー麻生
下淵 誠
井上 誠
〔昭32、8、21生 父二夫 母一校〕

羽生 和子
〔昭33、1、2生 父喜八郎 母なみ子〕

鈴 木 信 男
〔昭33、1、14生 父次男 母せつ子〕

井上 誠
羽生 和子

この二人が県の審査に合格すればベビーいほらきとして県代表になる。

納税者の声を聞く旬間

麻生 税 務 署

国税庁では税務行政の円滑適正な運営を図るため納税者について納税者の意見を広く聴取して、その改善の資とする。同時に、積極的に苦情相談を行つてこれを解決し、納税者の理解と納得を得る目的をもつて十月二十一日から三十日までの間を「納税者の声を聞く旬間」として全国一せいに実施することとなつた。

皆さんのなかで税に関する不平、不満等をもっている方は、この機会に税務署へ申出て解決を図るよう希望します。御協力をお願い申し上げます。なお、本月十日から局員がお休みにして、利子分割払の制度やその他詳しく御説明申上げる予定です。

郵便局からお願い

只今、国土建設貯金増強運動を展開しております。皆様よりお預かりした郵便貯金は、大蔵省資金運用部を

わが国旗 国歌観

最近文相が「君が代の斉唱国歌掲揚が望ましい」と通達したこと、又々これに反対の議論が見られるが、その論旨の多くは誠に偏狭な感情に基いているように思われる。オ一に、この人達の国旗国歌に対する認識、感情に大きな誤と偏見があると思う。日本人の大部分が明治時代から心底より国旗、国歌を尊重し敬愛する気持が強かつた。少くとも欧米文明国民に比して、そうであつたことは確である。国旗も国歌も、その心のシンボルであるので、その愛國心の強弱によつて、これに対する感情にも差違があることは当然である。然らば日本人は外國人に比して愛國心が劣つたか、というところではない。これは我國がこれ等を制定したのは外國に習つたもので、この歴史が比較的新しいこと、日本人は欧米人に比して形式化、表現に巧みでないこと、皇室という自然的國民尊敬の中心的存在があつたこと等のためと考へられる。祖国の有難いことは、その國に居ては本當にわかりにくくものである。一度外國に旅行して、日の丸を仰いだときあのオリンピック競技で自國の国旗が掲揚のを見たときに心に何の反応も示さない人は普通人ではない。

戦時中、出征兵士が日の丸に人々が署名したものを携えて往つたことは事実であるが、これは軍が強制した譯でもなく自然にマ一いはば御守というような意味も含まれて愛國の至情から、あんな風になつたものと思われる。旗、歌が戦争の張本人でもなし、また日の丸、君が代に好戦的色彩があると思われぬ。反対する心の底に「戦争中神佛に武運長久を祈つたが負けたから信仰はやめた」という人があるが、これに似た心理ではないか。反対者も国旗国歌無用論者ではなく、ただ「日の丸」「君が代」がいけないといふのであるが、それならこれ等に代るもので國民の大部分が納得するようなものを作れといはれて、それが出来たか？ 国旗国歌のような精神的國民感情で盛り上げたものは建物や道路のように、簡単に出来るものではない。これは幾世代の國民の血が通つてい

國民は日の丸、君が代を素直な気持ちで尊重して、本當の日本人らしい心の持主となり外國人があの自他の国旗、国歌に捧げる教けん態度くらべて恥かしく行動したいもの

旧秋季